

# 公的年金等を受給されている方へ

## 確定申告が不要になる 場合があります!!

次の①と②の両方に該当する場合は、所得税及び復興特別所得税の**確定申告**（提出・納税）が**不要**です。（平成23年改正）

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**

（注）公的年金等のすべてが源泉徴収の対象となる場合に限ります。

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**

↳ 例えば、給与の収入金額が85万円以下の場合が当てはまります。

【85万円（収入金額）－ 65万円（給与所得控除）＝ 20万円（給与所得金額）】

詳しい計算方法などについては、最寄りの税務署にお尋ねください。

ただし、①と②の両方に該当する場合でも、所得税及び復興特別所得税の**還付**を受けられる方は、**確定申告書の提出**が必要です。

ご注意ください！

所得税及び復興特別所得税の確定申告が不要でも、**住民税の申告が必要**になる場合があります。

詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。

# 確定申告に関するフローチャート

公的年金等を受給されている方は、以下のフローチャートにより所得税及び復興特別所得税の確定申告の要否を確認してください。

① 公的年金等の収入金額の合計額が、**400万円以下**である

はい

いいえ

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が、**20万円以下**である

はい

いいえ

源泉徴収税額が…

ない

ある

納税又は税額ゼロ

還付

税務署への**確定申告**は**不要**です。

ただし…

- 1 株式等の損失を翌年に繰り越すなどの場合は、確定申告が必要です。
- 2 **住民税の申告が必要になる場合があります**（詳しくは、お住まいの市区町村にお尋ねください。）。

所得税及び復興特別所得税の還付を受けられる方は税務署への**確定申告**が**必要**です。

税務署への**確定申告**が**必要**です。

申告書等は、**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」**で作成できます！（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）

書面提出



(注)

○ 電子証明書、ICカードリーダライタをお持ちの方は、e-Taxで送信することもできます。

(注) 住基カードに格納された電子証明書は、社会保障・税番号制度の導入に伴い、平成28年1月以降に申請・交付が開始される「マイナンバーカード」に格納されます。